

非常用照明器具の自主評定制度について

1999（平成 11）年、2000（平成 12）年の建築基準法関連法令の改正で、建築設備その他建築物の部分については国が指定した認定機関による認定・認証制度が創設され、非常用の照明装置も対象になりました。同時に非常用の照明装置に関する施行令や告示も改正されています。

参考までに主なものを次に示します。

- 1) 建築基準法 第 68 条の 10 及び 11（型式適合認定ほか）
- 2) 施行令 第 136 条の 2 の 11（型式適合認定の対象とする建築物の部分及び一連の規定）
- 3) 施行令 第 126 条の 4 及び 5（非常用の照明装置の設置、構造）
- 4) 告示 昭和 45 年建設省告示 1830 号（改正平成 12 年 5 月 30 日告示第 1405 号）
（非常用の照明装置の構造方法を定める件）

国が指定した認定機関による型式適合認定・型式部材等製造者認証（任意の制度）では、施行令第 126 条の 5 の 1 に対応する非常用の照明装置（非常用照明器具、電気配線及び電源から構成されている照明システム）を対象としています。

本工業会では、管掌範囲である非常用照明器具（非常用の照明装置を構成する電源内蔵形非常用照明器具及び電源別置形非常用照明器具）に関して、非常用照明器具自主評定委員会（委員長：日本大学 大谷義彦教授）を設置し、非常用照明器具が関連告示に基づき制定している日本照明器具工業会規格 JIL5501「非常用照明器具技術基準」（以下「JIL5501」という。）に適合しているかどうかを評定する自主評定制度（任意の制度）の運用を 2001 年 6 月より開始しています。

以下にその概要について記載いたしますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

【目的】

非常用照明器具の自主評定制度の目的は、建築基準法に規定された非常用照明器具について、関連法規を遵守しかつ細部に亘って補完した技術基準（JIL5501）を制定し、その技術基準に適合していることを評定することで、業界として建築基準法に合致した製品を安定して供給することにある。

【評定範囲】

前述の建築基準法で定められた非常用の照明装置（非常用照明器具、電気配線及び電源から構成されている照明システム）の中で、非常用照明器具に関する部分について、

建築基準法及び関連告示と JIL5501 に適合しているかを審議し評定するものである。

(型式の区分)

非常用照明器具の評定の型式区分と評定番号は次の通りである。

型式の区分		非常点灯する光源の種類による区分		型式評定番号の例 (注) の部分 は評定時の追番
種類				
非常用照明器具	電池内蔵型 非常用照明器具	白熱電球	二重・一重コイル電球	LALC -
			ハロゲン電球	LALH -
		蛍光ランプ	スタータ型	LAFS -
			ラピッド型	LAFR -
			高周波点灯型	LAFH -
	その他	LAFX -		
	電源別置型 非常用照明器具	白熱電球	二重・一重コイル電球	LCLC -
			ハロゲン電球	LCLH -
		蛍光ランプ	スタータ型	LCFS -
			ラピッド型	LCFR -
高周波点灯型			LCFH -	
その他	LCFX -			
電源装置	電池内蔵型 非常用照明器具用 電源装置 (バッテリー)	白熱電球	二重・一重コイル電球、 ハロゲン電球のもの	UALL -
		蛍光ランプ	スタータ型、ラピッド型、 高周波点灯型	UAFF -
	電源別置型 非常用照明器具用 電源装置 (別置ユニット)	白熱電球	二重・一重コイル電球、 ハロゲン電球のもの	UCLL -
		蛍光ランプ	スタータ型、ラピッド型、 高周波点灯型	UCFF -

(参考) 型式評定番号の構成の説明

器具又は装置の種類と型式を表す記号		-		評定の番号
(4桁)				(2桁)
1桁目 / 種類	L: 器具	U: ユニット		
2桁目 / 電源	A: 電池内蔵のもの	C: 電源別置のもの		
3, 4桁目 / 光源の種類	例) LC: コイル電球			
	LH: ハロゲン電球			
	FS: スタータ型蛍光ランプ			
	FF: 蛍光ランプ(ユニットの場合)			

【JIL 適合マーク】

自主評定委員会の評定を取得した非常用照明器具には JIL 適合マーク(下図)を表示している。



以上